

は、共通到達目標にあげることには問題がないと思われるもの  
は、共通到達目標であるといえるかどうか疑問の余地があるもの

## 第二編 商法総則

### 目次

- 1 総論
- 2 商人
- 3 商業登記
- 4 商号
- 5 商業帳簿
- 6 商業使用人
- 7 代理商
- 8 営業譲渡

#### 1 総論

商事に関する事項について、商法、商慣習および民法の適用順序を説明できる。

形式的意義の商法と実質的意義の商法について、説明できる。

商法の存在意義(実質的意義の商法とは何か)に関する学説の状況について、説明できる。

商法(実質的意義の商法)の規定の特色と傾向について、説明できる。

商法の体系における、商人概念と商行為概念の関係について、固有の商人、擬制商人、基本的商行為(絶対的商行為・営業的商行為)、附属的商行為の各概念に言及しつつ、説明できる。

#### 2 商人

固有の商人(商法4条1項)とは何かを説明できる。

擬制商人(商法4条2項)とは何かを説明できる。

会社が商人であることを説明できる。

会社が事業として行う行為および事業のために行う行為が商行為であることを説明できる。

会社以外の法人(公法人を含む)も商人になりうることを説明できる。

信用協同組合・信用金庫が商人にあたるか否かに関する、判例・学説の状況について、説明できる。

小商人の意義および小商人制度の存在理由、ならびに商法総則上の制度のうち小商人に適用されないものについて、説明できる。

自然人の商人資格の取得時期に関する、判例および学説の状況について、説明

できる。また、自然人の商人資格の喪失時期について説明できる。  
未成年者や成年被後見人が、自ら営業を行うことにより有効に権利を取得し義務を負担することができるか否か(営業能力を有するか否か)について、説明できる。

未成年者が営業を行うときに、その登記をしなければならない理由について、説明できる。

後見人が被後見人のために営業を行うとき、その登記をしなければならない理由について、説明できる。

### 3 商業登記

商業登記の意義について説明できる。

いわゆる絶対的登記事項と相対的登記事項について、それぞれ例を挙げて説明できる。

登記官の審査権について、いわゆる形式的審査主義と実質的審査主義のいずれが採用されているかに関する判例・学説の状況を説明できる(商業登記法24条参照)。

商業登記の効力(商法9条)について、第一編2-2-5 参照

### 4 商号

個人商人の商号は登記しなければならないか否かについて説明できる。

商号は、営業とともにする場合または営業を廃止する場合に限り、譲渡できるとされている理由について、説明できる。

商号の譲渡を第三者に対抗するにはどうすればよいかを説明できる。

自己の氏・氏名を使用して営業または事業を行うことを他人に許諾した(商人ではない)自然人は、その自然人が当該営業を行うものと誤認して当該他人と取引した者に対し、当該取引によって生じた債務を弁済する責任があるか否かに関する学説の状況について、説明できる。

その他、第一編2-2-1参照

### 5 商業帳簿

商法総則において、会社・外国会社以外の商人について、商業帳簿に関する規定が設けられている理由を説明できる。

商人の会計が「一般に公正妥当と認められる会計の慣行」に従うこととされている趣旨について、説明できる。

商法総則における商業帳簿の意義について、説明できる。

商業帳簿およびその営業に関する重要な資料の保存義務の内容、ならびにそのような義務が存する理由について、説明できる。

商業帳簿の裁判所による提出命令および商業帳簿の証拠力について、説明できる。

- 6 商業使用人  
第一編 2 - 2 - 2 参照
- 7 代理商  
第一編 2 - 2 - 3 参照
- 8 營業讓渡  
第一編 2 - 2 - 4 参照

## 第三編 商行為

### 目次

- 3 - 1 総則
  - 3 - 1 - 1 商行為
  - 3 - 1 - 2 約款
  - 3 - 1 - 3 商行為の代理・委任
  - 3 - 1 - 4 商人の行為・商行為の営利性
  - 3 - 1 - 5 商行為法における有価証券の特則（商事証券）
  - 3 - 1 - 6 商事債権に関する固有の規律
  - 3 - 1 - 7 商人間の契約の申込み等
- 3 - 2 商事売買
- 3 - 3 交互計算
- 3 - 4 匿名組合
- 3 - 5 仲立人
- 3 - 6 問屋
- 3 - 7 運送営業
  - 3 - 7 - 1 運送人の意義
  - 3 - 7 - 2 物品運送
  - 3 - 7 - 3 相次運送
  - 3 - 7 - 4 貨物引換証
  - 3 - 7 - 5 旅客運送
- 3 - 8 運送取扱営業
- 3 - 9 寄託
  - 3 - 9 - 1 総則
  - 3 - 9 - 1 倉庫営業
  - 3 - 9 - 1 場屋営業

### 3 - 1 総則

#### 3 - 1 - 1 商行為

商行為の定め方に関する，客観主義，主観主義および折衷主義とはどのようなものであるか，また，わが国の商法がどの立場に立脚するものであるかについて，説明できる。

絶対的商行為，営業的商行為および附屬的商行為の意義について，説明できる。

基本的商行為および補助的商行為の意義について，説明できる。

一方的商行為および双方向的商行為の意義について，説明できる。

絶対的商行為の例を挙げることができる。

商法502条の営業的商行為の要件である「営業としてする」の意義について，説明できる。

商法502条7号の「客の来集を目的とする場屋（じょうおく）における取引」の意義について、具体例を挙げて説明できる。

貸金業者や質屋営業者の行う金銭の貸付は、商法502条8号の「両替その他の銀行取引」には当たらない理由を説明できる。

商法502条9号の「保険」には、共済や相互保険（相互保険会社の行う保険）が含まれない理由について、理解できる。

商法502条10号の「寄託の引受け」の意義について説明できる。

商法502条11号の「仲立ち」の意義について、代理や取次と比較しつつ、具体例を挙げて説明できる。

宅地建物取引業者は、一般に商事仲立人ではなく民事仲立人であるとされる理由について、説明できる。

商法502条11号の「取次ぎ」の意義について、具体例を挙げて説明できる。

商法503条1項の附屬的商行為の要件である「商人がその営業のためにする行為」の意義について、説明できる。

商人の行為は「その営業のためにするものと推定」されているが、当該推定が破られるのはどのような場合か、具体例を挙げて説明できる。

商人資格を取得するための準備行為も附屬的商行為であることを説明できる。

### 3 - 1 - 2 約款

約款の法的拘束力の根拠に関する判例・学説の状況を説明できる。

約款の解釈原則の内容について説明できる。

### 3 - 1 - 3 商行為の代理・委任

「商行為の代理の引受け」が営業的商行為であることを理解できる。

商行為の代理においていわゆる「非顕名主義」が採用されている理由を説明できる。

手形行為の代理について商行為の代理の規律が適用されるかどうかに関する学説の状況を説明できる。

商行為の代理であることを知らずに代理人と取引した者が代理人に対して履行の請求をすることができるための主観的要件は何か、また、代理人に対し履行を請求した場合における相手方と本人との間の法律関係の帰趨について、判例・学説の状況を説明できる。

商行為の代理において、本人が取引の相手方に対して債務の履行を求める訴えを提起し、当該訴訟の継続中に相手方が代理人を取引相手として選択した場合における、当該代理人の債権について時効中断の効力が生ずるかどうかに関する判例・学説の状況を説明できる。

商行為の委任において本人が死亡した場合の代理権の帰趨に関する商法の規律の内容およびその意義について、民法の規律と対比しつつ、説明できる。

商行為の委任における受任者の権限に関する商法の規律の内容およびその意義について、民法の規律と対比しつつ、説明できる。

#### 3 - 1 - 4 商人の行為・商行為の営利性

商人がその営業の範囲内において他人のために行為をしたときに相当の報酬を請求することができる理由および「他人のために行為をした」に該当するとされる場合に関する判例・学説について説明できる。

商事法定利率が民事法定利率に比して1%高い理由を説明できる。

商事法定利率が適用される「商行為によって生じた債務」の意義について、たとえば商行為たる契約の債務不履行に基づく損害賠償請求権などの例を挙げつつ説明できる。

商人間において金銭の消費貸借をしたときは、利息の約定がなくても、貸主は法定利息を請求することができる理由を説明できる。

商人がその営業の範囲内で他人のために金銭の立替えをしたときは、その立替えの日以後の法定利息を請求することができるものとされている理由を説明できる。

#### 3 - 1 - 5 商行為法における有価証券の特則（商事証券）

金銭その他の物または有価証券の給付を目的とする有価証券の譲渡の方式に係る商法の規律について、説明できる。

金銭その他の物または有価証券の給付を目的とする有価証券の善意取得に係る規律について、説明できる。

金銭その他の物または有価証券の給付を目的とする有価証券の抗弁の制限（切断）に係る規律について、商法には規律がないこと、およびそれに係る民法の規律の内容を説明できる。

指図証券および無記名証券の履行場所が、債務者の現時の営業所、営業所がないときは債務者の住所とされ、取立債務とされている理由について、当該規律が適用される具体例を挙げつつ、説明できる。

指図証券および無記名証券の債務者は、その債務の期限が到来した後に所持人が当該証券を提示してその履行を請求したときから付遅滞となるものとされている理由について、説明できる。

金銭その他の物または有価証券の給付を目的とする有価証券の所持人が、当該有価証券を喪失した場合において、公示催告の申立てをしたときは、除権決定が下される前であっても、当該債務者に債務の目的物を供託させ、または相当の担保を供して債務を履行させることができるものとされている理由について、説明できる。

#### 3 - 1 - 6 商事債権に関する固有の規律

数人がその1人または全員のために商行為たる行為により債務を負担したと

きは、特約で排除しない限り、当該債務は連帯債務となるものとされる理由について、具体例を挙げて説明できる。

多数債務者間の連帯債務に係る規律は、債務者・債権者のいずれにとって商行為である場合に適用されるかに関する判例・学説の状況を説明できる。

主たる債務者の商行為によって債務が生じたとき、または保証が商行為であるときは、主たる債務者および保証人が別個の行為により債務を負担した場合であっても、その保証は連帯債務とする商法の規律について、民法の原則と対比しつつ、その意義および特色を説明できる。

商行為によって生じた債権を担保するために設定した質権については、流質契約が許容されている趣旨について、説明できる。

流質契約が許容される場合における商行為によって生じた債権とは、債権者・債務者のいずれにとって商行為である場合に適用されるかに関する学説の状況を説明できる。

商行為によって生じた特定物の引渡しをすべき債務の履行場所が、その行為の性質または当事者の意思表示によって定まらないときの当該引渡しをすべき場所に関する商法の規律について、民法の規律と比較しつつ、説明できる。

商行為によって生じた特定物の引渡し以外の債務の履行をすべき場所が、その行為の性質または当事者の意思表示によって定まらないときの当該債務の履行場所に関する商法の規律について、民法の規律と比較しつつ、説明できる。

商人間の留置権の成立要件および法的効力について、その他の商事留置権（商法31条・557条・562条・589条・753条2項）を含めて、民法上の留置権と対比しつつ、説明できる。

商人間の留置権（商法521条）が認められている趣旨について、説明できる。

不動産について商人間の留置権の成立が認められるかどうかに関する判例・学説の状況について、説明できる。

商事消滅時効が債権の消滅時効に関する民法の一般的規律に比較して短期とされているのは、どのような理由によるかを説明できる。

商事消滅時効が適用される「商行為によって生じた債権」の意義について、たとえば商行為たる契約の債務不履行に基づく損害賠償請求権などの例を挙げつつ、説明できる。

### 3 - 1 - 7 商人間の契約の申込み等

商人である対話者間において契約の申し込みを受けた者が直ちに承諾をしなかった場合の申込みの効力（商法507条）について、説明できる。

商人である隔地者間において、承諾の期間を定めずに契約の申込みを受けた者が相当の期間内に承諾の通知を発しなかった場合の申込みの効力（商法508条）について、民法の規律が適用される場合と対比しつつ、説明できる。

商人が、平常取引をなす者から、その営業の部類に属する契約の申込みを受けたときの承諾に関する商法の規律（商法509条）の内容およびその理由を、民法の原則と対比しつつ、説明できる。

商法509条の承諾擬制がなされる「営業の部類に属する契約」の意義に関する判例・学説の状況について、説明できる。

商人が、営業の部類に属する契約の申込みと同時に物品を受け取ったときは、申込みを拒絶した場合であっても申込者の費用をもってその物品を保管しなければならないとされている（商法510条）理由について、説明できる。

### 3 - 2 商事売買

定期行為に係る民法の原則（民法542条）と対比しつつ、定期売買に関する商法の特則（商法525条）の内容およびその理由について、説明できる。定期売買に該当する売買の目的物について、類型化したうえで、具体例を挙げて説明できる。

商人間の売買における売主の自助売却権について、民法の規定に基づき競売する場合と対比しつつ、その要件および効果を説明できる。

商人間の売買における売主の供託権について、民法の規定に基づき供託する場合と対比しつつ、その要件および効果を説明できる。

商人間の売買における買主の検査義務に係る商法の規律の内容およびその理由について、説明できる。

商法526条は、商人間の売買における目的物の瑕疵または数量不足についての買主の救済方法を商法上新たに創設する趣旨の規定ではないことを理解できる。

商人間の売買における目的物の瑕疵または数量不足についての買主の売主に対する通知義務の内容、および当該義務に違反した場合の法的効果について、説明できる。

商人間の売買において、目的物の瑕疵または数量不足について買主が救済を求める場合において、当該瑕疵について通知することが、完全履行請求権を含む民法上の救済を受けるための条件であると解されていることを理解できる。

商人間の売買における目的物の瑕疵または数量不足についての買主の売主に対する通知義務に違反した場合であっても、売主が悪意であったときは、通知義務違反の法的効果に関する規定が適用されないものとされている理由について、説明できる。

商人間の売買における買主の検査・通知義務は、不特定物の売買についても認められるかどうかに関する判例・学説の状況を説明できる。

商人間の売買において、直ちに発見し得ない瑕疵を受領後6ヶ月以内に発見し通知しなかったとき、買主は、当該売買契約に基づき、瑕疵担保責任等を追及し、または完全な給付を請求できるかどうかに関する判例・学説の状況



を説明できる。

商人間の売買において、売買の目的物に瑕疵があるとき、買主は商法526条の規定に基づいて代金減額請求をすることが可能かどうかに関する判例の状況を説明できる。

商人間の売買において、買主が検査義務を履行した結果、契約が解除された場合に買主に課されている目的物の保管・供託義務の内容および理由について説明できる。

### 3 - 3 交互計算

交互計算の意義について、説明できる。

古典的交互計算と段階的交互計算の異同について、説明できる。

交互計算不可分の原則の意義およびその射程（第三者に対して対抗することの可否）について、説明できる。

交互計算の計算書の承認（商法532条）の法的効果および法的性質について、説明できる。

### 3 - 4 匿名組合

匿名組合の意義について、説明できる。

匿名組合と民法上の組合の異同について、説明できる。

匿名組合契約と、営業者との間で締結される利益参加型の消費貸借契約との異同について、説明できる。

匿名組合員の出資義務の内容および出資の目的について、説明できる。

匿名組合員が出資した財産の帰属に係る法律関係を説明できる。

匿名組合員の営業者は、匿名組合員に対し、当該営業に関しどのような義務を負うかを説明できる。

営業者の行為に関する、匿名組合員と第三者との間の関係について説明できる。

匿名組合員に貸借対照表の閲覧等請求権ならびに業務および財産状況検査権が認められている理由について、説明できる。

匿名組合員には、営業者の業務を執行する権利や代表する権利が認められていない理由を説明できる。

出資が損失によって減少した場合において、匿名組合員が利益配当を請求することができるための条件について、説明できる。

同一内容の匿名組合契約を締結している匿名組合員相互間の法律関係について、説明できる。

匿名組合員の地位の譲渡の可否および可能である場合の条件について、説明できる。

営業者が匿名組合員に対して負っている義務について、説明できる。

匿名組合の目的たる営業により生ずる利益・損失の分担についての商法の規

律について、説明できる。

匿名組合員が匿名組合の営業に関して第三者に対し責任を負うのはどのような場合かについて説明できる。

匿名組合の終了事由およびその清算方法について、説明できる。

### 3 - 5 仲立営業

仲立人とは他人間の商行為の媒介を行うことを業としているものであることを理解しているとともに、「媒介」の意義を例を挙げて説明できる。

民事仲立人の意義を、結婚仲介業者を例として説明できるとともに、民事仲立人も仲立ちに関する行為を業とすることにより商人となることを理解している。

宅地建物取引業者について、商行為法の規定はどのように適用されるか、またこれを規制する特別法が何であるかを説明できる。

仲立人と問屋・代理商の異同を説明できる。

仲立人が負う義務は当事者の双方に対するものであることについて説明できる。

仲立人が負う見本保管の義務、結約書を交付する義務、および帳簿（仲立人日記帳）に関する義務を説明できる。

仲立人が負う氏名黙秘の義務を説明できる。

仲立人が負う自ら履行をする義務（介入義務）を説明できる。

仲立人が有する報酬請求権について説明できる。

仲立人が当事者のための給付を受ける権限を有することについて説明できる。

### 3 - 6 問屋営業

問屋（といや）の行う取次ぎについて、代理との異同を説明できる。

問屋の意義を、証券会社を例として説明できる。

なぜ代理の制度に加えて取次ぎ・問屋の制度が存在するのかを、金融商品取引所（証券取引所）における有価証券の売買を例として説明できる。

準問屋の意義を、広告業者を例として説明できる。

簡単な事例を用いて、問屋が相手方と契約を締結することにより、問屋が相手方に対してどのような権利・義務を有することになるのか（商法552条1項）を説明できる。

問屋が相手方との取引により取得した権利は、問屋と委託者との間の関係（内部関係）において、特別の権利移転行為がなくても委託者に移転するか否かについて説明できる（商法552条2項、民法99条1項参照）。

物品の販売の委託を受けた問屋が他の問屋に物品販売を再委託した場合に、はじめの委託者が再委託を受けた問屋に対して直接の権利を取得するか否かについて説明できる（商法552条2項、民法107条2項参照）。

簡単な事例を用いて、問屋が相手方と契約を締結することにより、問屋が委

託者に対してどのような権利・義務を有することになるのか（商法557条1項 27条・31条、512条、553条）を説明できる。

委託者と相手方との関係について説明できる。

委託者が問屋に売買価格について指示をしていたが、問屋が当該価格（指値）を遵守する義務に違反して販売・買入れを行った場合の法的効果を説明できる。

問屋が委託者の反対当事者となって売買を成立させる場合（介入権）について、それが認められている理由は何か、それが許されるのはどのような場合か、そのような規制がなされている理由は何かを説明できる。

問屋が、相手方との間で取引を行い、それによって得た物品や債権を委託者に引き渡す前に破産した場合に、委託者や問屋の一般債権者は、当該物品等に対してどのような権利を主張することができるかについて、判例・学説の議論を説明できる。

### 3 - 7 運送営業

#### 3 - 7 - 1 運送人の意義

運送人の意義、運送人の商人性および運送営業の経済的意義について説明できる。

海上運送、空中運送は商法上どのように位置づけられているかを説明できる。運送契約の法的性質について説明できる。

#### 3 - 7 - 2 物品運送

物品運送の意義について説明できる。

曳舟（ひきふね）契約が物品運送契約であるかどうかについて説明できる。

運送状の意義について説明できる。

商法上運送人が負う債務不履行責任について置かれている特則（商法577条～581条、588条、589条、566条）はどのようなものであるか、そのような特則が置かれている理由について説明できる。

ローマ法上のレセプツム責任について説明できる。

運送品が延着した場合の運送人の責任に関する学説の状況について説明できる。

運送人が運送品を過失により滅失させたが、荷送人に損害がない場合の運送人の責任に関する判例・学説の状況について説明できる。

商法578条でいう高価品の意義について説明できる。

高価品の明告がなかった場合でも、運送人が高価品としての損害賠償責任を負う場合についての判例・学説の状況について説明できる。

商法588条2項および商法589条が準用する商法566条3項にいう「悪意」の意味に関する判例・学説の状況について説明できる。

運送人が荷送人に対して債務不履行責任を負う場合に、同時に不法行為の要

件も満たされている場合の両請求権の関係に関する判例・学説の状況について説明できる。

運送人の責任に関する免責約款・責任軽減約款の効力について説明できる。

運送人の履行補助者が負う責任の範囲に関する判例・学説の状況について説明できる。

運送人の履行補助者も運送人が有する抗弁を援用できる旨の約款条項（いわゆるヒマラヤ条項）について説明できる。

運送人の報酬請求権について説明できる。

運送人が有する留置権（商法 589 条、562 条）、先取特権（民法 318 条）、運送品についての供託・競売権（商法 585 条～587 条）について説明できる。

荷送人・貨物引換証の所持人が有する運送品の処分権について説明できる。

荷受人の地位および荷受人が運送の進展とともにどのような権利・義務を取得・負担するかについて説明できる。

### 3 - 7 - 3 相次運送

相次運送（商法 579 条）の意義について説明できる。

### 3 - 7 - 4 貨物引換証

貨物引換証について、その意義、船荷証券との異同、貨物引換証の所持人の地位がどのようなものであるか、および貨物引換証がどのような性質を有する有価証券であるかについて説明できる。

貨物引換証の債権的効力としてどのようなものがあるか説明できる。

貨物引換証の文言証券性と有（要）因証券性の関係についての判例・学説の状況について説明できる。

貨物引換証の物権的効力（商法 575 ）、処分証券性（商法 573 条）について説明できる。

仮渡し、保証渡しの意義・効力について説明できる。

貨物引換証の物権的効力（商法 575 条）の法的性質について説明できる。

### 3 - 7 - 5 旅客運送

旅客運送の場合、旅客運送人が旅客に対して負う債務不履行責任についてどのような規制がなされているか、そのような規制がなされている理由について説明できる。

旅客運送人が旅客の手荷物に関して負う債務不履行責任についてどのような規制がなされているか、そのような規制がなされている理由について説明できる。

### 3 - 8 運送取扱営業

運送取扱営業の意義について説明できる。  
運送取扱人の権利・義務について説明できる。  
運送取扱人の有する介入権の行使要件について、問屋の介入権との違い、およびそのような違いがある理由について説明できる。

### 3 - 9 寄託

#### 3 - 9 - 1 総則

商人がその営業の範囲内で寄託を受けた場合に負う注意義務の程度について説明できる。

#### 3 - 9 - 2 倉庫営業

倉庫営業の法的小よび経済的意義、倉庫営業者の商人性について説明できる。

倉庫寄託契約の法的性質について説明できる。

倉庫営業者が有する権利について説明できる。

倉庫営業者が負う債務不履行責任に関して置かれている商法上の特則について説明できる。

寄託者の倉庫営業者に対して有する権利、負う義務について説明できる。

いわゆる倉庫証券が発行されている場合の証券所持人の保管料支払義務に関する判例・学説の状況について説明できる。

いわゆる倉庫証券にはどのような種類のものがあるか説明できる。

複券はどのような場合に用いられるか説明できる。

倉庫証券における「不知約款」の効力に関する判例・学説の状況について説明できる。

荷渡指図書の意味について説明できる。

#### 3 - 9 - 3 場屋営業

場屋営業の意味について説明できる。

場屋営業者が負う債務不履行責任について商法上置かれている特則はどのようなものであるか、そのような特則が置かれている理由について説明できる。

